

# 山形県立東桜学館中学校・高等学校PTA会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、山形県立東桜学館中学校・山形県立東桜学館高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、本校生徒保護者、並びに本校の教職員をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連携を密にして教育の振興に努め、生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携
- (2) 本校教育の振興に関する調査研究並びに提言
- (3) 会員相互の教養の向上と親睦
- (4) 生徒の保護育成及び学習の奨励援助
- (5) 生徒の厚生、福祉施設の拡充
- (6) その他必要なこと

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く。

会長1名（高校）、副会長7名（中学校3名〔内1名中学会長〕、高校2名、校長1名、中学校管理職1名）、学年・年次委員長（各学年・年次1名）、学年・年次副委員長（中学校各学年1名、高校各年次2名）、監事（各学年・年次1名）、評議員（各学級4名）、幹事（本校職員）

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、総会において選出する。
- (2) 学年・年次委員長及び学年・年次副委員長、監事は、評議員の中から互選する。
- (3) 評議員は学級ごとに選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。

(幹 事)

第8条 幹事は教職員がその任に当り、会長が委嘱し会務をつかさどる。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が総会に諮ってこれを委嘱する。顧問は、本会の諮問に応ずるものとする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、一切の会務を統轄し、役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。また、中学校会長に事故あるときは中学校副会長がその職務を代行する。
- (3) 中学校会長は、中学校独自の事業を総括する。また中学校に係る校外行事に際し本会を代表する。
- (4) 評議員は、評議員会を構成する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 会長は、会務の処理にあたって、その一部を副会長である校長に専決させることができる。

ア 副会長である校長が専決できる事務は次のとおりとする。

- (ア) 会務処理に必要な起案文書の決裁に関すること。
- (イ) 会務処理に必要な会員の旅行命令に関すること。
- (ウ) 予算の範囲内における支出事務に関すること。(予算の流用を含む)
- (エ) 前各号に掲げるもののほか定例または簡易な事項。

イ 校長が不在のときは、教頭がその会務を代決することができる。

### 第3章 機 関

(機 関)

第11条 本会に次の機関を設ける。

- (1) 総会      (2) 中高代表者会      (3) 高校評議員会      (4) 中学校評議員会
- (5) 学年・年次PTA

(総 会)

第12条 総会は、毎年1回開く。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 本校活動の大綱      (2) 予算及び決算      (3) 会則の変更
- (4) 役員の選任      (5) その他重要な事項

(中高代表者会)

第13条 中高代表者会は、会長、副会長、各学年・年次委員長及び副委員長、会計、監事、各専門委員長、高校教頭、事務部長、学年・年次主任、幹事で構成する。必要に応じて開き、高校中学校共通の事項並びに重要な事項に係る会務の執行及び運営について協議する。緊急の場合は本会議をもって総会に代えることができる。ただし、この場合は次の総会に報告し、承認を得るものとする。

(高校評議員会)

第 14 条 高校評議員会は、高校独自の会務の執行について協議し、会長が招集する。

(中学校評議員会)

第 15 条 中学校評議員会は、中学校独自の会務の執行について協議し、中学校会長（副会長）が招集する。

(学年・年次 P T A)

第 16 条 学年・年次 P T A は、同じ学年・年次としての共通理解及び会員相互の親睦に関する活動を行う。

(専門委員会)

第 17 条 本会に専門委員会を置くことができる。委員は評議員の中から会長委嘱により、専門的なことについて研究討議し事業を行う。各専門委員会には、委員長 1 名及び副委員長若干名を置き、互選とする。

- (1) 総務委員会 総会・評議員会の運営、 等。
- (2) 生活委員会 交通安全指導、校外防犯巡回活動、 等。
- (3) 広報委員会 P T A 会報の編集と発行、各学年行事の広報活動、 等。
- (4) 健康保健委員会 学校保健委員会の参加・協力、 等。
- (5) 研修委員会 講演会・研修会等の企画・協力、 等。

2 中学校のみによる専門委員会として、独自の会務の執行について協議し、副委員長(中学校)が招集することができる。

## 第 4 章 会計及び簿冊

(経 費)

第 18 条 本会の経費は会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

ただし、生徒保護者会員の会費については、次の各号に規定する範囲内において、これを免除することができる。

また、休学等やむを得ない事情があると認められるときは、休学等の期間に応じ、会費を減免することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であると認められる場合、会費の全額または2分の1の額。
- (2) 中学校及び高校に同一世帯で複数の生徒が在籍している場合、1 会員分相当額を超える額。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計は 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(簿 冊)

第 20 条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 議事録

## 第 5 章 慶弔・表彰

(慶弔・表彰)

第 21 条 本会の慶弔・表彰規定は別表のとおりとし、その改正は中高代表者会・総会において決定するものとする。

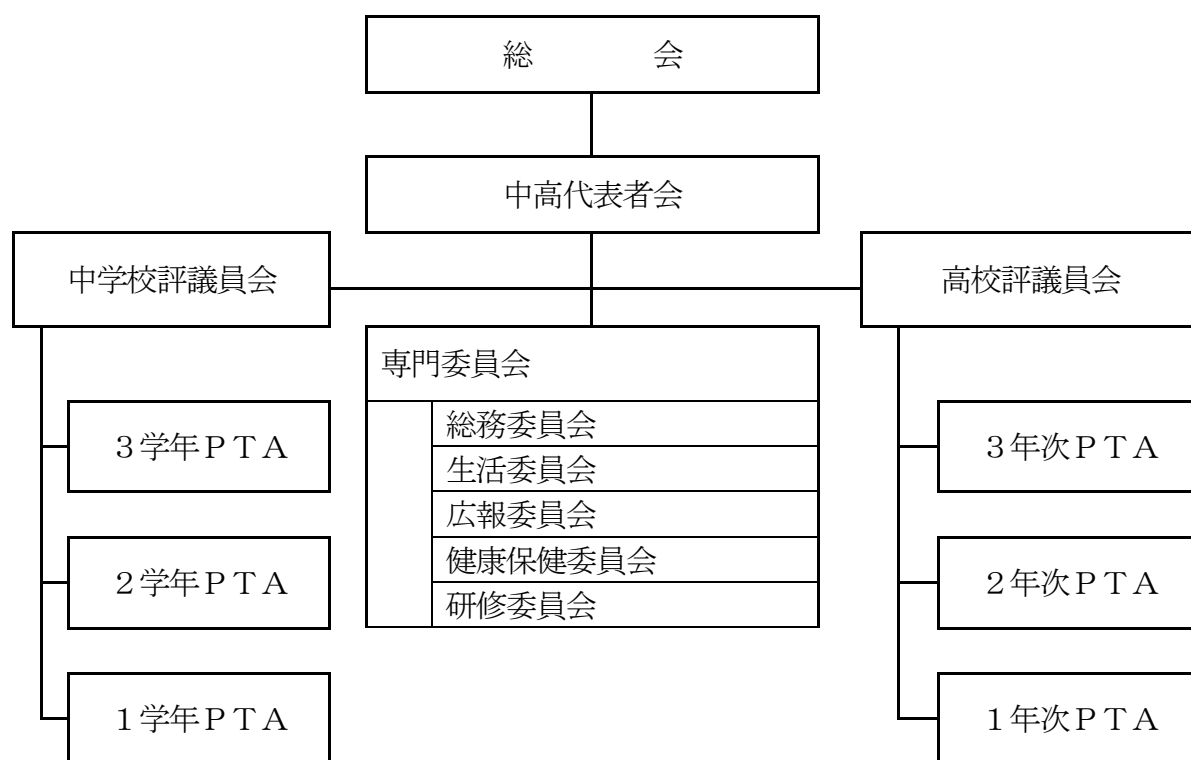
#### 附則

本会則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 29 日一部改正

### 山形県立東桜学館中学校・高等学校PTA組織図



別表 PTA慶弔・表彰一覧表

|     |     |                                     |                     |                           |
|-----|-----|-------------------------------------|---------------------|---------------------------|
| 第1条 | 見 舞 | 会員（職員含む）<br>火災、風水害                  | 程度により会長、副会長審議により決定。 |                           |
| 第2条 | 餞 別 | 退職 転出                               | 記念品                 |                           |
| 第3条 | 香 典 | 生徒の保護者                              | 弔電 5,000 円          |                           |
|     |     | 職員の家族                               | 弔電 5,000 円          | 配偶者、子の場合。                 |
|     |     | 生徒                                  | 弔電、花輪1基<br>5,000 円  |                           |
|     |     | 職員                                  | 弔電、花輪1基<br>5,000 円  |                           |
| 第4条 | 表 彰 | P T A役員功績                           | 感 謝 状<br>記 念 品      | ○ P T A会長<br>○ 3 年次委員長（高） |
| 第5条 | その他 | 本表によりがたい事項又は緊急の場合は、その都度会長、副会長で決定する。 |                     |                           |